世のおんこうけん 下呂市成年後見支援センターだより

発行:下呂市成年後見支援センター

令和6年7月発行

【第4号】

(次回発行:令和6年11月 『 任意後見制度 費用 編 』 を予定しています)



下呂市成年後見支援センターでは、認知症や障がいなどにより、契約や財産管理などに不安がある方に対して、成年後見制度の説明や相談、利用手続きに関するお手伝いをしています。また、制度の理解と普及を図ることを目的に、『成年後見支援センターだより』を発行しています。

もっと知りたい!任意後見制度 利用の手順 編

* <u>判断能力があるうちに</u>「誰に(任意後見人)」「どのような支援を(代理権目録)」「いくらで(報酬)」が お願いするかをあらかじめ考えておきます

Q1

Q2 Q3

② 契約の締結



③ 登記 (1回目)

*本人と任意後見受任者(将来 任意後見人になる人)は、公証役場に行って、公正証書による任意後見契約を結びます

*法務局に任意後見契約の内容が登記されます

Q4

④ 申立ての準備



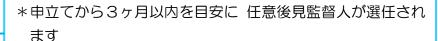
⑤ 監督人選任の申立て

*本人に<u>判断能力の低下が見られるようになったら</u>、任意 後見監督人選任申立ての準備を始めます Q5

*申立書類一式を整えて 家庭裁判所に提出します

Q6

じ 監督人選任の申立し



*必要に応じて、聞き取り調査・面接・鑑定等が行われます

⑥ 審判



* 法務局に審判の内容が登記されます

Q7

⑦ 登記 (2回目)



⑧ 任意後見の開始

契約の効力発生

*「任意後見受任者」は正式に「任意後見人」となり、任意後見契約に基づいた支援が始まります

Q1:任意後見人になれる人は?

A1:成人であれば、誰でも任意後見人になることができます。

親族をはじめ、知人や専門家(弁護士、司法書士、社会福祉士など)、法人(社会福祉法人、NPO 法人など)を任意後見人にすることもできます。

Q2: どんなことを任意後見人にお願いできるの?

A2: 判断能力が低下したら自分の代わりにやってほしいことを『代理権目録』にまとめます。

*財産管理 ⇒ 預貯金の管理、年金や給料の受け取り、公共料金や税金の支払い など

*身上保護 ⇒ 福祉サービスの利用契約、病院の入退院手続き、施設の入退所手続き など

Q3:任意後見人に支払う報酬の金額は?

A3:本人と任意後見人がふたりで相談して決めます。



Q4:公証役場まで行けない場合は?

A4: 本人のいるところまで公証人に出張してもらうことができます(自宅、施設、病院 など)。

Q5:任意後見監督人選任の申立てができる人は?

A5:本人、配偶者、親族(四親等以内)、任意後見受任者 などです。



Q6:任意後見監督人選任の申立てはどこにするの?

A6:本人の住所地(実際に住んでいる場所)を管轄する家庭裁判所に申立てをします。

*下呂市の管轄は 岐阜家庭裁判所 です。

(金山地域は 岐阜家庭裁判所本庁、その他の地域は 岐阜家庭裁判所高山支部 になります)。

Q7:任意後見監督人にはどんな人が選ばれるの?

A7:家庭裁判所が最もふさわしいと判断した人を職権で選びます。 おもに 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門家 が選任されます。



下呂市成年後見支援センター ご利用案内

【住所】〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 星雲会館 福祉部 社会福祉課内

【電話】0576-52-3936 【メール】seinenkoken.gero@gmail.com

【開設時間】月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分(土日祝、年末年始を除く)

下呂市の委託を受けて、下呂市社会福祉協議会が運営しています